## 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた 基本方針の実施にあたっての具体的方策に関するFAQ(令和6年7月9日)

質問番号	分類	質問内容	回答
1	即時OAの基本的 考え方		基本方針では、学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度 (科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業及び創発的研究 支援事業)であって、2025年度から新たに公募が行われるものを 対象とすることとしています。2024年度以前に公募された競争的 研究費制度は対象に含みません。なお、採択や交付時期について は、それぞれの制度毎の募集要項等をご覧ください。
2		即時オープンアクセスの対象には、プレプリントサーバー投稿論文、紀要、単独出版の研究報告、書籍は含まないという認識でよいか。ただし、研究者が編集事務を担当する中小規模の紀要の場合、査読を行っていれば対象に含まれるか。	今般の即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文(電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文(著者最終稿を含む))及び根拠データであり、プレプリントは対象とはなりません。また、紀要であるか否かではなく、査読付きの学術論文であれば対象となります。 なお、実務上、即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの対応については、引き続き検討中です。
3		と、英語表記のデータのみが対象なのか。公的資金による研	今般の即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文(電子 ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文(著者最終稿を含 む))及び根拠データであり、これに該当する日本語の論文は対 象です。
4		根拠データは「公表が求められる研究データ」とのことだが、これは「論文を出版するジャーナルが公表を求める研究 データ」と考えてよいか。	基本方針において根拠データについては、「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ」としています。なお、具体的には、引き続き検討中です。

質問番号	分類	質問内容	回答
5		大学に所属する研究者以外も即時オープンアクセスの実施の 対象となるのか。	基本方針では、「即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者(法人を含む)に対し」即時オープンアクセスの実施を義務づけていますので、大学に所属する研究者以外の方も対象となる競争的研究費を受給する場合は対象となります。
6		2025年度に即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は一部であると理解したが、その後、いつから他の制度が対象となるか見通しはあるか。	今後の他の制度への適用については、今般対象とした競争的研究 費における実施状況を踏まえ、関係府省と検討していく予定で す。
7		学術論文等の即時オープンアクセスの実現に際して、誰が責任を持って取り組むのか。競争的研究資金の研究代表者、研究代表者の所属機関、あるいは論文などの筆頭または責任著者(と所属機関)のいずれか。	基本方針では、「対象となる競争的研究費を受給する者(法人を含む)に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける」としています。 基本方針を実現するため、国、資金配分機関、研究成果発信のためのプラットフォームを運営する機関、大学、国立研究開発法人等が連携しつつそれぞれの役割を果たすこととなります。
8	即時オープンアク セスの方法	「即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける」とあるが、即時に行うのは「登録」か、それとも「公開」か。	「公開」です。
9		基本方針にて「機関リポジトリ等の情報基盤とは、(中略) 研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で 学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。」と あるが、具体的には「CiNii Research で検索可能」という 認識でいいか。	CiNii ResearchはNII RDCの一部を構成するものであり、ご認識のとおりです。
10			基本方針では、「研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする」としております。なお、NII RDCで検索可能な機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が困難な場合への対応については、現在検討中です。

質問番号	分類	質問内容	回答
11	即時オープンアク	電子ジャーナルでオープンアクセスとした場合でも機関リポ	電子ジャーナルでオープンアクセスとした場合の取り扱いについ
	セスの方法	ジトリ等の情報基盤へ掲載する必要があるのか。	ては、現在検討中です。
12	運用の方針	査読付き学術論文及び根拠データを掲載する学術雑誌の規程等で、学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報 基盤への掲載が認められていない場合、どのように対応すればよいか。	公開禁止期間(エンバーゴ)との関係を含め、実務上、即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの対応については、現在検討中です。
13		所属機関に機関リポジトリが整備されていない場合、どこに 掲載すればよいのか。	機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が困難な、即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者(法人を含む)への対応については、現在検討中です。なお、NII Research Data Cloudの検索基盤であるCiNii Researchが連携しているデータベースは以下で公開されています。https://support.nii.ac.jp/ja/cir/cir_db
14		研究成果が可視化される必要があると考えているがどのよう に実施するのか。	研究成果について国としての一覧性は重要と考えており、基本方針においては、「学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。」としています。ここでの機関リポジトリ等の情報基盤とは「研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるもの」としております。
15		雑誌へ掲載された後、オープンアクセスにするという行動を	基本方針では、研究評価における定量的指標への過度な依存を見 直し、オープンサイエンス推進のための現状と課題を把握・分析 しつつ、新たな評価及びインセンティブ付与のためのシステム確 立と移行を目指す必要があるとしており、引き続き検討します。

質問番号	分類	質問内容	回答
16		オープンアクセスに関わるシステムを見直すことが必要ではないか。	基本方針では、「資金配分機関、大学等及びその他即時オープン
			アクセスの対象となる競争的研究費を受給する者の所属する機関
			が即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間
			の連携について、関係府省間で検討を行う。」としており、検討
			中です。
			オープンアンドクローズ戦略については「公的資金による研究
17	運用の方針		データの管理・利活用に関する基本的な考え方」の「2-4.研究
			データの公開・共有の考え方」で示しております。また、今回決
		今回、即時オープンアクセスの方針が出されたが、研究デー	定した基本方針では、即時オープンアクセスの対象となる根拠
		タのオープンアンドクローズ戦略との関係はどのように捉え	データは「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等におい
		ればよいか。	て、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められ
			る研究データ」としており、そもそも公開を想定されていたもの
			が対象となり、従来公開していなかった研究データの公開を新た
			に求めるものではありません。
18		基本方針で「学術プラットフォーマーに対する大学を主体と	当面、大学を主体とする集団交渉の体制構築の支援を進めていく
		する集団交渉の体制構築を支援」と書かれているが、大学以	こととしていますが、大学以外の機関等についても、状況を踏ま
		外は対象とならないのか。	えて検討していきます。